

農畜 第 1701 号  
令和 7 年 1 月 17 日

各家畜保健衛生所長 }  
家畜衛生試験場長 } 殿

畜産課長  
(公印省略)

### 早期通報の徹底による高病原性鳥インフルエンザのまん延防止について

みだしのことについて、令和7年1月17日付け 6 消安第5978号にて、農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知があります。

高病原性鳥インフルエンザは、今シーズン、これまでに14道県31農場で発生が確認され、特に1月以降は5県15農場と過去にない勢いで急増しており、養鶏の密集地域において発生が連続している事例も見られています。

本病のまん延を防止するには、発生農場における早期封じ込めが極めて重要であり、農場において飼養鶏の死亡の増加等の異状を早期に発見し、速やかに都道府県に連絡するとともに、発生が確認された場合における迅速な防疫措置を徹底する必要があります。

しかしながら、今シーズンの発生事例においては、農場から家畜保健衛生所への早期通報が行われなかった事例（特定症状に該当していたにも関わらず100羽を超える死亡が見られるまで通報されなかったなど）が散見されているほか、都道府県から動物衛生課への連絡に時間を要し初動の調整に支障を来した事例も見られています。

つきましては、貴管内の家畜の所有者、畜産関係者、市町村、関係団体支部等に異状の早期通報に併せ周知指導いただくとともに、県内における体制について確認いただき、防疫対策に万全を期するようお願いいたします。

### 記

- 1 日頃の健康観察を励行し、異状の早期発見及び早期通報を徹底すること。
- 2 通報の遅れが見られた場合、高病原性鳥インフルエンザのまん延リスクを高める可能性があるものとして、発生時に殺処分した家きん等に交付される手当金が減額される事由となり得るものであり、実際に減額された事例もあること。

畜産課家畜防疫対策班 担当：川畑  
Tel：098-866-2269 Fax：098-866-8411  
E-mail：kawabaat@pref.okinawa.lg.jp